



アーカイブズの業界にとって、2010年は前年6月に成立した「公文書管理法」の施行に向けての動向が注視された一年であった。一方、出版を中心とするメディアの業界は、「電子書籍元年」の話題に揺れた。

2010年1月に電子書籍版と共に初版された『日本の公文書』は、まさに時宜を捉えた一冊として、われわれの記憶に残るに違いない。

著者は、日本経済新聞社編集委員の立場から、一貫してアーカイブズの重要性を訴えてこられた。巻頭(はじめに)で「7年ほど前にこの問題取材する機会を得た。以来、取材を続けてきた」と述べているように、同著者は、日本経済新聞社(以下、日経)に掲載された記事をベースに再構成された一冊である。さらに、著者は「新聞記者である筆者が、自らの取材体験を通じて理解した…「体験的」アーカイブズ論」であると述べている。この言葉が、同著の特徴を端的に言い表していると感じる。

本の構成(目次)は、以下のとおりである。
はじめに

- I 公文書管理法はなぜ、必要なのか
公文書管理法は何のための法律か
「公文書」は国民共有の知的資源

情報公開とアーカイブズ

日本の現実

杜撰な文書管理は日本の伝統か?

II 公文書管理法の成り立ち

公文書管理法成立へ

公文書管理法

公文書管理法の課題

III 「深くて広いアーカイブズの海

深くて広いアーカイブズの海

知られざる“負の遺産”

記録は時代の証人—1 市川房枝

記録は時代の証人—2 満鉄・藤原豊四郎

記録は時代の証人—3 横浜正金銀行資料

記録資料は力

IV デジタル化の功罪

研究資源共有化システム

SMART-GS

デジタル化とMLA連携

デジタル・ジレンマ

V 記録資料を残す意味

新潟・中越地震ボランティア

熊本県・宇城市アーカイブズ

公文書以外のアーカイブズ・建築、音楽、漫画

公文書以外のアーカイブズ・公害裁判、

学徒出陣、労働資料

VI 記録資料を残すには

デジタル時代のアーキビスト

あとがき

巻末資料 日本の公文書館一覧

参考URL一覧

I章は、ことの発端から書き起こされる。ことの発端とは、2003年に福田康夫元首相の肝いりによる「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存、利用等のための研究会」

(2003. 3)が発足したことを指す。これは著者による記事(「文化往来」日経2002. 12. 17)が契機になったという。「発端」がなければ、(新法が生み出されるといふ)「結末」はない。とすれば、法制化にとって著者の存在が如何に大きかったかが分かる。

著者は、「公文書」は国民共有の知的資源でありながら、その認識は「公務員にも、国民

にもほとんどなかった」と指摘する。問題が顕在化したのは、言うまでもなく社会保険庁の年金記録問題である。その現状を、情報公開とアーカイブズの節において、(1)文書管理の不徹底が、公文書の「不存在」という事態を招いている、(2)中央省庁が情報公開に積極的でないことは「明々白々」である、(3)現用文書と非現用文書の間には大きな「断絶」があり、結果的に杜撰な管理が行われる原因となっている、(4)米、英、仏、豪、韓と比較すると、収集される資料も限定され、現用文書についても、作成・保存する文書のレベル、保存方法に省庁で違いがある、(5)「延長」も「永年保存」と同様の意味合いがあり、何のために期限を延長するのかといえば公文書館に移管して国民の目にさらすのを避けたいがためであった等々、著者ならではの辛口の論調が続く。

一方では、杜撰な文書管理は日本の伝統とはいえ、歴史的に見れば、正倉院文書、徳川家康、徳川吉宗等は文書管理に神経を使っていたという事例や、高埜利彦氏、渡辺佳子氏の言説から、近代、特に内閣制度が発足したあたりから公文書管理の意識が希薄になってきたことを導き出す。

II章では、公文書管理法の成立の経緯、その概要と課題に言及する。とりわけ法制化の経緯に言及した部分は、綿密な取材を行ってきた著者にしか書き切れないところであろう。また、公文書管理法の課題として、(1)公文書管理委員会と管理規則(レコードスケジュールの原則)を早急に整備すること、(2)ITの知識等々の多種多様な人材を確保すること、(3)司法府、立法府の文書が対象外となったこと、(4)国立公文書館が「特別の法人」にならなかったこと、(5)集中した中間書庫が未設置であること、(6)国立公文書館が老朽化していること、(7)公文書管理法が対象とする文書の種類(公文書と私文書の境界)が曖昧なこと、を指摘している。(1)に関して付言しておく、公文書管理委員会は、平成22年6月28日に内閣府に設置され、すでに「公文書等

の管理に関する法律施行令」(案)が総理大臣宛に答申されている。

著者は、「深くて広いアーカイブズの海」と題されたIII章で、「行政機関を中心とする公文書は、アーカイブズ(記録資料)という「大海」の一部にすぎない」と前置きした上で、様々な記録資料の中に分け入っていく。

「国有林史料」「知られざる“負の遺産”=外邦図」を始め、「市川房枝の資料」「満鉄の社員名簿」「横浜正金銀行資料」「アジ歴」と続く。

アーカイブズの業界にいる者であれば、アーカイブズ(記録資料)という茫漠とした概念を平易に伝えることの困難さはお分かりであろう。評者はかつて、「アーカイブズの世界は一般の理解を得るのが難しい」という著者の言に接したことがあるが、III章からは、著者の取材力とアーカイブズに対する関心の「深さ」を感じる。

IV章は、これからのアーカイブズのあり方に深刻な影を落とすデジタル化の問題を扱う。ボーン・デジタルの時代が到来し、研究資源の共有化が図られる。人間文化研究機構の「研究資源共有化システム」や「SMART-GS」等は、確かに歴史研究に大きな変化をもたらすに違いない。近年取りざたされるMLAの連携は、情報のデジタル化による所蔵資料の共有化であり、資料の利用が高度化できるというのもうなずける。しかし、世界に目を向けると、全欧の巨大情報ポータルサイト「ヨーロッパアーナ」をはじめ韓国の知識情報検索サイト「国家知識ポータル」等、日本が後塵を拝していることはここに至って理解される。

「デジタル・ジレンマ」と題された節は、著者がIV章で一番訴えたいところであろう。

「デジタル化すれば紙に書かれた資料は不必要で廃棄して差し支えない」という部分は、社会保険庁の年金記録問題を想起させる。デジタルの長期保存の技術的問題やソフトの「見読性」喪失の問題は言うまでもない。大規模な階層型記憶装置管理システムを導入したスウェーデン国立公文書館の報告書には、

「長期計画のないデジタル化プロジェクトは宇宙のブラックホールのようなもの」と記録されているという。デジタルで生み出された情報をいかに保存するかがきわめて大きな課題として浮上している。記録の真正性や正本・副本の違いの定義の仕方、管理の問題、メタデータ（書誌情報）の管理等々、問題は山積している。一方で、EADによる検索システムによる標準化を開発した五島敏芳氏の紹介やISO15489の制定、文書を長期保存用のXMLフォーマットに変換する「Xena」を開発したオーストラリアの国立公文書館の事例は、デジタルの可能性を感じさせる。

V章の「記録資料を残す意味」は、Ⅲ章「深くて広いアーカイブズの海」の延長的部分であろうか。新潟・中越地震ボランティアから十日町情報館を中核とするボランティア活動、インドネシア・スマトラ沖の大地震での現用土地台帳の救出作戦には頭が下がる。以下、熊本県・宇城市アーカイブズと天草アーカイブズの設立、小山市文書館と岐阜県歴史資料館の運営問題と続く。さらに、著者の関心は、建築から音楽、漫画、公害裁判、学徒出陣、労働資料等まで公文書以外のアーカイブズに広がっていく。

最終章であるVI章は、「記録資料を残すには」と題されているが、内容は「デジタル時代のアーキビスト」の一項のみである。アーキビストを自認する者、たらんとする者には、気にかかる題ではある。前フランス国立図書館長ジャンヌネー氏を紹介し、ゲーゲルの「ブックサーチ」の問題から、情報の電子化はプラスとマイナスの両面を考えなければいけない、と代弁させる。その上で、公文書管理法が「その専門家であるアーキビストなくしては機能しない」「早急にアーキビストを育成しないと、公文書管理法など絵に描いたもちに終わってしまう」と警鐘を鳴らすのである。

*** *** ***

最後に、評者の感想を2点述べてみたい。

第1は、本書が、「深くて広いアーカイブズ

の海」に分け入って行けばいくほど、『日本の公文書』という題名の企図するところから乖離してしまったのではないかと感じられたことである。著者のように、これほど深く具体的にアーカイブズ的话题を提供される方はいないだろう。しかし、豊富な取材量に裏付けられた本書だからこそ、逆に読者が隘路に陥る危険性があるのではないかと。さらに、「アーカイブズの世界は一般の理解を得るのが難しい」という問題が本書で克服されたのかどうか、改めて聞いてみたいものである。

第2は、IV章の最後に、「1000年以上の保証がある「和紙に墨」を凌駕するような新しいメディアがこの先、本当に登場するのだろうか。」と、デジタルの進歩に対する危惧を示した点である。しかし、それでも著者はあえて書籍版と電子版を扱う出版社からの刊行を目指された。

評者は、今回電子版を購入して書評を試みてみた。確かに、持ち運ぶ手間が省けるという点は便利だ。パソコンのあるところならどこでも原稿作成が可能だった。本文中に注記された37個の「URL」から各アドレスへアクセスできるという検索機能も有効に働いた。

「紙の手触りが…」と頑なに言っているだけでは、何も始まらない。そんな気にもさせられた経験であった。

* 評者が使用した電子(ストリーミング)版
発行バージョン 2010.12.24 book(ドットブック)版 Ver.1.3
専用ビューア T-Time Crochet(Web閲覧用)

〔鳥取県公文書館 伊藤 康〕